

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB010001	内閣官房	各府省が、個別・独立的に運用しているホームページ等の統一・統合運用	なし	行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)(平成16年11月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供を行うため、各府省のホームページについて共通の掲載項目や表示位置等を定めているところ。また、各府省の情報システム関係業務を外注するに当たっては、取り扱う情報の漏えい等を防止するため、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)に基づき、外注先業者には、セキュリティ確保のための措置(情報システムへのアクセスコントロールや電子計算機室の入退室管理等)を実施させるとともに、当該措置の実施状況の確認・評価等を行うこととなっている。	e		各府省のホームページの運用については、民間業者に業務委託が行われている現状から市場化テストの趣旨に該当するものではないため。ただ、御指摘のように各府省のホームページにおいては情報セキュリティ対策についてはばらつきがみられ、政府全体として十分な水準が確保されているとは言い難い状況がある。そのため、本年7月14日情報セキュリティ政策会議において早期に着手すべき政府統一的・横断的課題として政府機関の情報セキュリティ対策の統一的な基準の策定を決定した。現在策定作業を行っている基準によって、各府省が行うサーバの設定・運用方法や業務委託を行う際の留意事項などを定める予定。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、各府省が行うサーバの設定・運用方法や業務委託を行う際の留意事項などを定める予定、とのことであるが、具体的なスケジュールを示されたい。	e		本要望は、質の良いサービス提供のための統一ルール整備への御提案であり、サービス提供主体を官民から選ぶ市場化テストの手法には合致していないため。なお、政府機関の情報セキュリティ対策の統一的な基準のうち、各府省が行うサーバの設定・運用方法や業務委託を行う際の留意事項などについては、平成17年中に公表を行う予定。
zB010002	全省庁	府省における官房基幹業務	会計法等	会計法等関係法令に基づき、会計事務(物品調達等)を行っている。			現在、国の会計事務は、会計法等関係法令に基づき行っている。要望にあるような国の会計事務を市場化テストの対象とするか否かについては、会計法等関係法令の改正が必要となることから、これら法令を所管していない内閣府・内閣官房においては、回答は不可能である。なお、「物品調達、物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく新たなシステムを開発中であり、どこまで外部委託が可能であるかについて、システムの開発状況等を勘案しながら、検討する予定。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			現在、国の会計事務は、会計法等関係法令に基づき行っている。要望にあるような国の会計事務を市場化テストの対象とするか否かについては、会計法等関係法令の改正が必要となることから、これら法令を所管していない内閣府・内閣官房においては、回答は不可能である。なお、「物品調達、物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく新たなシステムを開発中であり、どこまで外部委託が可能であるかについて、システムの開発状況等を勘案しながら、検討する予定。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB010001	内閣官房	各府省が、個別・独立的に運用しているホームページ等の統一・統合運用	5017	5017B001	1	1	民間企業	1	各府省が、個別・独立的に運用しているホームページ等の統一・統合運用	現在各府省は、国民サービスの向上を目的に、ホームページ等により国民との相互意思疎通の改善に努めている。ホームページの運営も一応機動に乗り、国民にとってわかりやすい行政サービスが実現されつつある。しかし、その運用については、各府省が個別・独立的に運用しているため、極めて深刻な問題を孕んでいる。したがって、政府のホームページとしてしるべき安全性・統一的使い勝手・抜本的効率性を目的とした統一・統合運用ルールの制定と民間専門企業への統一的業務委託の提案を行う。	各府省ホームページについては、その設計思想が統一されておらず、結果として国民の目から見ると使いづらくまた不安な面が数多く見られる。特に、サーバーの安全性強度、個人情報に着目したセキュリティ確保レベルについてはまったく統一感が無いのが実情である。事実、ホームページの改ざんが行われたり、ある府省のサーバーが踏み台とされ、そこから他の府省に対して不正アクセスが行われ、その結果ブラックリストに乗り世界中に知られたことは記憶に新しい。また国民が政府に対して行う申請や意見その他については、その秘匿性確保の考え方がシステム的に統一されず、府省によっては不安視せざるを得ないサーバーがあるのも事実である。さらに、サーバー運用の一部業務を民間に業務委託しているケースがほとんどであるが、その委託範囲や委託業者についても統一感がなく、政府として責任のある運用とは言えずらい部分もある。よって、市場化テストの本来の趣旨とは若干異なるが、早急な政府統一基準の制定と、専門民間企業への統一的考え方に基づいた発注システムの確立を図るための提案としたい。	サーバー設置基本設計指針として、セキュリティ標準・予算確保標準の制定、運用設計標準の制定、業務委託標準の制定、専門業者選定基準(資格・技術・装備)の制定を行ったうえで、統一的且つ統合的発注による高度運用レベルの確保と効率化	なし	
zB010002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	16	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託化の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考ええる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考ええる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考ええる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB010003	全省庁	公用車の運転業務受託		幹部等の送迎、移動及び荷物の運搬による運行業務を実施。	d		公用車サービスとして既に年度ごとに自動車運転業務委託契約として一般競争入札により運転業務委託を一部実施している。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。	d		公用車サービスとして既に年度ごとに自動車運転業務委託契約として一般競争入札により運転業務委託を一部実施している。
zB010004	全府省	バックオフィス系業務の民間委託		内部管理業務については、「内部管理業務の見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているところであり、同方針において「職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。」こととされている。			この要望にある各省庁共通の業務(具体的要望内容で記入されている財務・経理、人事、総務、購買、情報システム、法務、広報など)について、内閣官房のみで判断することは難しいが、内閣官房では、一部業務については外部委託を行っており、今後もどこまで外部委託することが出来るかの検討を行い、外部委託することでの業務効率と費用対効果を検証したうえで、外部委託によることが出来るとなった業務については随時、一般競争入札等により行っていきたい。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			この要望にある各省庁共通の業務(具体的要望内容で記入されている財務・経理、人事、総務、購買、情報システム、法務、広報など)について、内閣官房のみで判断することは難しいが、内閣官房では、一部業務については外部委託を行っており、今後もどこまで外部委託することが出来るかの検討を行い、外部委託することでの業務効率と費用対効果を検証したうえで、外部委託によることが出来るとなった業務については随時、一般競争入札等により行っていきたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB010003	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	16	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	
zB010004	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	16	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1. コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2. 人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3. 業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB010005	全府省	庁舎内サービスセンター事業		内部管理業務については、「内部管理業務の見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているところであり、同方針において「職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。」こととされている。			内閣官房においては、一部業務について、既に外部委託を行っているところであり、この要望内容でいう業務がどのような業務を想定しているのか定かでないが、庁舎内にワンストップサービスセンター窓口を設けることについては、その必要があるのかどうか、そうした場合にどの程度の業務効率化が図れるのか、業務一括での外部委託契約をするのと個別の外部委託契約をするのと費用面での比較などを検証する必要がある。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			内閣官房においては、一部業務について、既に外部委託を行っているところであり、この要望内容でいう業務がどのような業務を想定しているのか定かでないが、庁舎内にワンストップサービスセンター窓口を設けることについては、その必要があるのかどうか、そうした場合にどの程度の業務効率化が図れるのか、業務一括での外部委託契約をするのと個別の外部委託契約をするのと費用面での比較などを検証する必要がある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB010005	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	16	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)